別表十七の二（三）付表二　連結超過利子額当期損金算入前の連結超過利子個別帰属額の調整計算に関する明細書

連結事業年度	：　： ：　：	法人名	

連結超過利子額発生連結事業年度（　：　：　）

連結法人名							
							計
連結初年度における調整計算	連結納税の開始	連結親法人又は連結子法人の超過利子額等で連結超過利子額とみなされるもの	1	円	円	円	円
		連結親法人又は連結子法人の適格合併等による引継対象超過利子額等	2				
		連結超過利子額当期損金算入前の連結超過利子個別帰属額 (1)＋(2)	3				
	連結納税への加入	連結子法人の超過利子額等で連結超過利子額とみなされるもの	4				
		連結子法人の適格合併等による引継対象超過利子額等	5				
		連結超過利子額当期損金算入前の連結超過利子個別帰属額 (4)＋(5)	6				
上記以外の連結事業年度における調整計算	連結超過利子個別帰属額の前期末の金額（前期の別表十七の二(三)付表一「9」）		7				
	連結親法人又は連結子法人の適格合併等による引継対象超過利子額等		8				
	連結内適格合併等による引継額	被合併法人となる連結子法人名	9				
		同上の連結子法人の最終の事業年度に生じた超過利子額のうち連結超過利子額とみなされた金額	10	円	円	円	円
		同上の連結子法人の連結超過利子個別帰属額の前期末の金額（当該連結子法人の(7)）	11				
		同上の連結子法人の最終の事業年度において超過利子額とみなされて損金算入された金額（当該連結子法人の最終の事業年度の別表十七(二の三)「8」）	12				
		差引計 (10)＋(11)－(12)	13				
	連結内非適格合併による引継額	被合併法人となる連結子法人名	14				
		同上の連結子法人の最終の事業年度に生じた超過利子額のうち連結超過利子額とみなされた金額	15	円	円	円	円
	合計 (8)＋(13)＋(15)		16				
	離脱をした連結子法人の連結超過利子個別帰属額の前期末の金額（当該連結子法人の(7)）		17				
	連結超過利子額当期損金算入前の連結超過利子個別帰属額 (7)＋(16)－(17)		18				
連結超過利子額当期損金算入前の調整後の連結超過利子個別帰属額 (3)＋(6)＋(18)			19				

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

3　「調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額の計算」の各欄は、連結親法人が租税特別措置法第68条の89の３第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

4　「対象連結事業年度　(14)」の欄は、当該連結法人の租税特別措置法施行令第39条の113の３第２項（連結超過利子額の損金算入）に規定する対象連結事業年度を記載すること。